

# 千葉県報

号外  
令和5年3月24日

号外第25号

## 主要目次

規則  
〇 ぶぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

ぶぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県規則第七号

### ぶぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ぶぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和五十年千葉県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第十条」を、「第十条」に改め、「他の都道府県においてぶぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者にあつては第二条の三の規定により知事に提出した同条第二号に掲げる書類が、」を削り、同条第一号中「他の都道府県」を「条例第五条第一項第二号に規定する他の都道府県等」に、「免許」を「免許等」に改め、「及び第二条の五に規定する認定証の写し」を削り、同条第三号中「第二条の三第二号、」を削る。

第二条の二から第二条の五までを削る。

第七条第一号中「食品衛生関係法規」を「水産食品の衛生に関する知識」に改め、同条第二号中「食品衛生学」を「ぶぐに関する一般知識」に改める。

第十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記第一号様式を次のように改める。

## 別記

### 第一号様式（第二条）

ぶぐ処理師免許申請書

収入証紙  
貼付け

年 月 日

千葉県知事

様

本籍地

（外国人の場合は、その国籍等）

住所

（ふりがな）

氏名

年 月 日生

ぶぐの取扱い等に関する条例第5条第1項の規定によりぶぐ処理師の免許を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

#### 1 申請資格

- ぶぐ処理師試験に合格した者  
 他の都道府県等においてぶぐの取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者であつて、知事が適当と認めるもの

#### 2 欠格事由の有無

欠格事由	該当
ぶぐの取扱い等に関する条例第8条の規定により免許の取消しを受けた後、2年を経過しない者	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
他の都道府県等においてぶぐの取扱いについての免許等を受けた者であつて、当該免許等をぶぐの取扱い等に関する条例第8条各号に相当する事由により取り消された後2年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

#### 3 添付書類

- (1) ぶぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県等においてぶぐの取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者であることを証する書類の写し  
(2) 医師の診断書  
(3) 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写し（ぶぐの取扱い等に関する条例施行規則第2条ただし書に規定する場合を除く。）  
(4) 申請用写真 2葉

注 該当する□の中にし印を付けてください。

別記第一号様式の二から第一号様式の四までを削る。  
別記第八号様式を次のように改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八